

総行選第 35 号

令和 3 年 6 月 18 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市選挙管理委員会委員長 } 殿

総 務 大 臣

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の
施行について（通知）

第 204 回国会において成立をみた特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和 3 年法律第 82 号。以下「特例法」という。）が本日公布され、公布の日から起算して 5 日を経過した日（令和 3 年 6 月 23 日）から施行されます。また、これに伴い、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（以下「特例令」という。）及び特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則（以下「特例則」という。）についても、それぞれ令和 3 年政令第 175 号及び令和 3 年総務省令第 61 号をもって、ともに本日公布され、特例法の施行の日から施行されます。

貴職におかれましては、特例法、特例令及び特例則の内容を十分御理解されとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会委員長に対しても、格別の御配慮をお願いします。

また、特例法、特例令及び特例則の運用については、別途通知するので、参考としてください。

記

第1 趣旨

特例法は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。第2及び第5において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第2項に規定する郵便等をいう。以下同じ。）を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めるものとされたこと。（特例法第1条関係）

第2 定義

特例法において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であって、次のいずれかに該当するものをいうものとされたこと。（特例法第2条関係）

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項又は検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定による宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（第3において「外出自粛要請」という。）を受けた者
- ② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（第3において「隔離・停留の措置」という。）により宿泊施設内に収容されている者

第3 特例郵便等投票

- 1 選挙人で特定患者等であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）の投票（在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法第49条の2第1項に規定する政令で定めるものを除く。）にあっては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。）については、政令で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができるものとされたこと。（特例法第3条第1項関係）

具体的には、次の2から4までによるものであること。

- 2 1による投票（以下「特例郵便等投票」という。）をしようとする特定患者等選挙人は、請求の時ににおいて外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間（以下「外出自粛要請等期間」という。）が投票をしようとする選挙の期日の公示又

は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（以下「選挙期間」という。）にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前4日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名（点字によるものを除く。）をした文書により、かつ、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができるものとされたこと。ただし、当該書面の提示をすることができない特別の事情があり、かつ、理由を付してその旨を申し出た場合において、当該市町村の選挙管理委員会の委員長が第4による情報の提供を受けて当該特定患者等選挙人が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認をすることができるときは、当該確認をもって当該書面の提示に代えることができるものとされたこと。（特例法第3条第2項及び特例令第1条第1項関係）

なお、次に掲げる特定患者等選挙人が上記の請求をする場合（①に掲げる者にあつては都道府県の議会の議員又は長の選挙において当該請求をする場合に、③に掲げる者にあつては衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において当該請求をする場合に、④に掲げる者にあつては衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該請求をする場合に限る。）には、当該市町村の選挙管理委員会の委員長に、それぞれ次に定める措置をとらなければならないものとされたこと。（特例令第1条第2項関係）

- ① 公職選挙法第9条第3項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有する特定患者等選挙人 引続居住証明書類の提示又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請
- ② 選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である特定患者等選挙人 当該選挙人名簿登録証明書の提示
- ③ 南極選挙人証の交付を受けている特定患者等選挙人 当該南極選挙人証の提示
- ④ 在外選挙人証の交付を受けている特定患者等選挙人（当該特定患者等選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の2に規定する者を除く。） 当該在外選挙人証の提示

3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、2による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、2の①に掲げる者にあつては、併せて、その者について、2により

提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第30条の10第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、特例法第3条第2項本文に規定するときに該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならないものとされたこと。この場合において、2により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならないものとされたこと。（特例令第1条第3項関係）

- 4 特例郵便等投票の方法について、公職選挙法施行令における郵便等による不在者投票の方法に関する規定（同令第59条の5）を準用することとされたこと。（特例令第1条第4項関係）

第4 情報の提供

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）及び検疫所長は、市町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあったときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができるものとされたこと。（特例法第4条関係）

第5 特定患者等選挙人の努力

特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならないものとされたこと。（特例法第5条関係）

第6 罰則

特例郵便等投票については、特定患者等選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、公職選挙法第228条

第1項及び第234条中同項に係る部分の規定を適用するものとされたこと。（特例法第6条関係）

第7 郵便等による送付に要する費用の負担

- 1 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する第3により行われる郵便等による送付に要する費用については、国庫の負担とするものとされたこと。（特例法第7条第1項関係）
- 2 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する第3により行われる郵便等による送付に要する費用については、当該地方公共団体の負担とするものとされたこと。（特例法第7条第2項関係）

第8 事務の区分

- 1 特例法の規定及び特例法の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定並びに特例令及び特例令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とするものとされたこと。（特例法第11条第1項及び特例令第3条第1項関係）
- 2 特例法の規定及び特例法の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定並びに特例令及び特例令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第2号に規定する第二号法定受託事務とするものとされたこと。（特例法第11条第2項及び特例令第3条第2項関係）

第9 様式等

- 1 特例郵便等投票に係る投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式が定められたこと。（特例則第1条関係）
- 2 特例郵便等投票に係る投票用封筒の様式は、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）における郵便等による不在者投票に係る投票用封筒の様式によるものとされたこと。（特例則第2条関係）
- 3 特例法の規定の適用を受ける選挙の投票に係る不在者投票に関する調書の様式が定められたこと。（特例則第3条関係）

第 10 施行期日等

- 1 特例法は公布の日から起算して 5 日を経過した日（令和 3 年 6 月 23 日）から施行するものとし、特例令及び特例則についても同日から施行するものとされたこと。（特例法附則第 1 項、特例令附則第 1 項及び特例則附則第 1 項関係）
- 2 特例法、特例令及び特例則の規定は、施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと。（特例法附則第 2 項、特例令附則第 2 項及び特例則附則第 2 項関係）
- 3 その他所要の規定の整理を行うものとされたこと。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

特例郵便等投票ができます

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」ができます。

1 特例郵便等投票の対象となる方

◆以下に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

「特定患者等」とは、

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方
- ② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に収容されている方

※ 在外選挙人名簿に登録されている方が、上記①又は②に該当することとなった場合も対象となります（衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります。）。

2 手続の概要

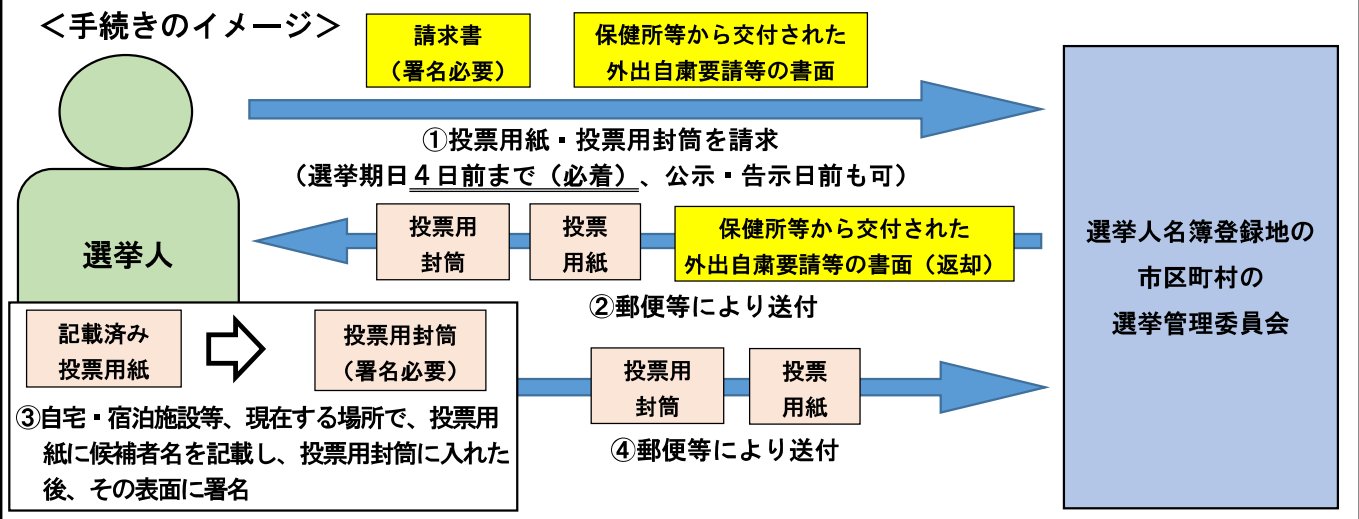
◆特例郵便等投票の対象となる方で、特例郵便等投票をご希望される方は、投票しようとする選挙の選挙期日（投票日当日）の4日前までに（必着）、選挙人名簿又は在外選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に「1①の外出自粛要請、又は1②の隔離・停留の措置に係る書面（以下「外出自粛要請等の書面」といいます。）」を添付した「請求書（本人の署名が必要です）」を郵便等で送付することにより、投票用紙等を請求していただくことが必要です。

※ 請求書の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。各市区町村の選挙管理委員会から、電話等により取り寄せることも可能です。

※ 在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書又は南極選挙人証の交付を受けている方が投票用紙等の請求をする場合には、それらも請求書に添付していただく必要があります。

◆「外出自粛要請等の書面」が交付されていない等、「外出自粛要請等の書面」を添付できない特別の事情がある場合は、その旨を理由を付して「請求書」にご記載いただければ、当該書面の添付がなくても投票用紙等を請求することが可能です（請求を受けた市区町村の選挙管理委員会が保健所や検疫所から情報提供を受けて、特例郵便等投票の対象者であることを確認できることが条件となります。）。

<手続きのイメージ>



3 注意事項

- ◆感染拡大防止の観点から、特例郵便等投票の手続を行う際には、別添「**投票用紙等の請求手続について**」及び「**投票の手続について**」に記載されている対策を実施してください。
- ◆特定患者等の方は外出自粛要請等がなされておりますので、郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際には、同居人、知人等（患者ではない方）にご依頼ください。
※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。
- ◆投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養等期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- ◆ご不明な点は、各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

4 罰則

- ◆特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪（1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）、詐偽投票罪（2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金））が設けられています。

「濃厚接触者の方の投票について」

- ◆新型コロナウイルス感染症患者のご家族等の方は、濃厚接触者に当たる可能性があります。
- ◆濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。
投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票していただいて差し支えありません。
- ◆ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用いただくといった必要な感染拡大防止対策等にご協力をお願いします。ご不明な点等がある場合は、お住まいの地域を所管する保健所又は各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

★総務省
特例郵便等投票制度
周知ホームページ



新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

- ①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

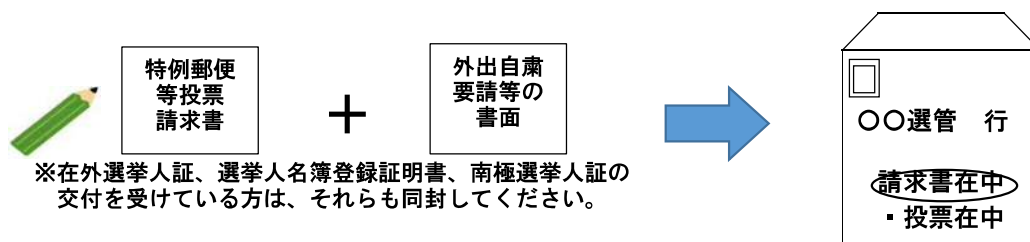
※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。各市区町村の選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



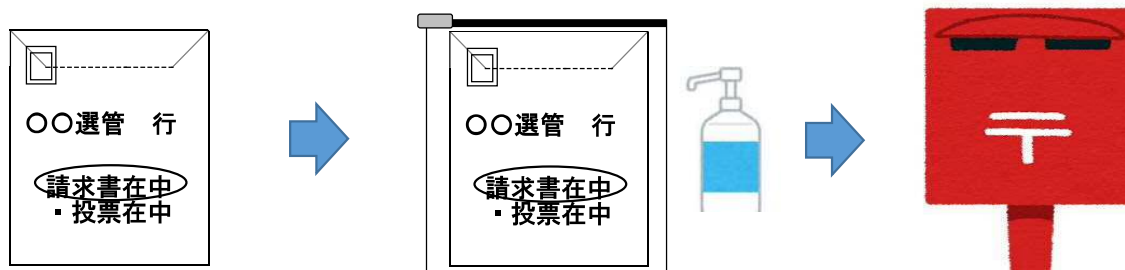
- ②請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



- ③請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票の手続について

特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を返送いただく必要があります。

①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名（※）を記載してください。

※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

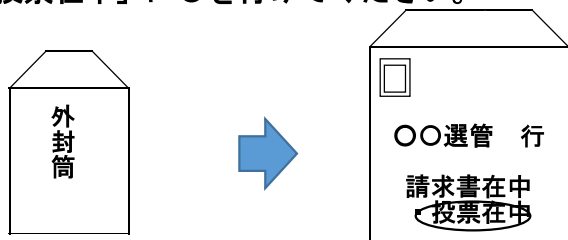
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



③外封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



④返信用封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年六月十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第八十二号

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次条及び第五条において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第二項に規定する郵便等をいう。以下同じ。）を用いて行う投票方法について、同法の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十条の三第二項又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）第十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定による宿泊施設（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。次号において同じ。）又は当該者の居室若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（次条第二項において「外出自粛要請」という。）を受けた者
二 検疫法第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる措置（次条第二項において「隔離・停留の措置」という。）により宿泊施設内に收容されている者

第三条 選挙人で特定患者等であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）の投票（在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。）にあつては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。）については、同法第四十八条の二第一項及び第四十九条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、同法第四十八条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができる。

2 前項の規定による投票（以下「特例郵便等投票」という。）をしようとする特定患者等選挙人は、請求の時にいて外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間（以下この項において「外出自粛要請等期間」という。）が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（以下この項において「選挙期間」という。）にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により、かつ、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。ただし、当該書面の提示をすることができない特別の事情があり、かつ、理由を付してその旨を申し出た場合において、当該市町村の選挙管理委員会の委員長が次条の規定による情報の提供を受けて当該特定患者等選挙人が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認をすることができるときは、当該確認をもって当該書面の提示に代えることができる。

（情報の提供）
第四条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）及び検疫所長は、市町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあつたときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができる。

（特定患者等選挙人の努力）
第五条 特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たつては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならない。

(罰則)

第六条 特例郵便等投票については、特定患者等選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、公職選挙法第二百二十八条第一項及び第二百三十四条中同項に係る部分の規定を適用する。

（郵便等による送付に要する費用の負担）

第七条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する第三条第一項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用については、国庫の負担とする。

2 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する第三条第一項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用については、当該地方公共団体の負担とする。

（指定都市の区及び総合区に対するこの法律の適用）

第八条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）の議会の議員及び長の選挙に関する第三条第二項及び第四条の規定の適用については、指定都市においては、区及び総合区の選挙管理委員会の委員長を市の選挙管理委員会の委員長とみなす。

（公職選挙法等の規定の適用）

第九条 特例郵便等投票に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

公職選挙法	第五十条の四第一項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「郵便等投票特例法」という。）又はこれら法律に基づく政令

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第百四十七号（平成十三年法律第百四十七号）		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）																			
第三條		第十三條第九項		第二百七十一條の三及び第二百七十條の三		第二百六十四條の二、第二百六十五條の二、第二百六十六條第一項、第二百六十七條及び第二百六十八條		第二百一十一條の二		第四十六條の二第一項		第三十七條第七項		第九十一條、第二項及び第四項		第五條の五第三項及び第四項、第五條の八第一項から第三項まで並びに第五條の九第一項、第二項及び第四項		第五條の五第二項		第五條の四第二項及び第三項並びに第五條の五第一項	
第五十條第三項及び第五項		同法第四十九條第二項		在外投票		この法律又はこの法律に基づく命令		その他の規定		第四十九條		第四十九條		この法律又はこの法律に基づく政令		この法律		この法律又はこの法律に基づく政令			
第五十條第三項及び第五項並びに特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三條第一項		公職選挙法第四十九條の二、第三條第一項		在外投票若しくは特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三條第一項の規定による投票		この法律若しくは郵便等の投票特例法又はこれらの法律に基づく命令		その他の規定及び郵便等投票特例法の規定		第四十九條並びに郵便等投票特例法第三條第一項		第四十九條及び郵便等投票特例法第三條第一項		この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令		この法律又は郵便等投票特例法		この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令			
公職選挙法第四十五條																					

(命令への委任)

第十条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

（事務の区分）

(事務の区分)

第十一条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第二号法定受託事務とする。

2 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二十九条第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附
則

1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

適用区分

2 この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）	この法律の規定及びこの法律の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に關し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務
--	--

別表第二に次のように加える。

別表第二に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）

この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は市長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務

(住民基本台帳法の一部改正)

4 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する

別表第二の二の項中「又は第四十九条」を「若しくは第四十九条又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）第三条第一項」に改める。

総務大臣	武田 良太
厚生労働大臣	田村 憲久
内閣総理大臣	菅 義偉

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年六月十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第百七十五号

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令

内閣は、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）第三条第一項及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特例郵便等投票の手續及び方法）

第一条 特定患者等選挙人（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する特定患者等選挙人をいう。次項及び第三項において同じ。）は、請求の時に於て同条第二項に規定する外出自粛要請等期間が同項に規定する選挙期間にかかると見込まれるときは、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名（点字によるものを除く。以下この項において同じ。）をした文書により、かつ、法第二条第一号に規定する外出自粛要請又は同条第二号に規定する隔離・停留の措置に係る書面を提示して（法第三条第二項ただし書の規定の適用がある場合に於ては、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により）、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 次の各号に掲げる特定患者等選挙人が前項の規定による請求をする場合（第一号に掲げる者に於ては都道府県の議会の議員又は長の選挙において当該請求をする場合に、第三号に掲げる者に於ては衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において当該請求をする場合に、第四号に掲げる者に於ては衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該請求をする場合に限る。）には、同項の選挙管理委員会の委員長に、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有する特定患者等選挙人 引続居住証明書類（公職選挙法施行令第三十五条第一項に規定する引続居住証明書類をいう。次項において同じ。）の提示又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請

二 選挙人名簿登録証明書（公職選挙法施行令第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書をいう。次項において同じ。）の交付を受けている船員（同条第一項に規定する船員をいう。）である特定患者等選挙人 当該選挙人名簿登録証明書の提示

三 南極選挙人証（公職選挙法施行令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証をいう。次項において同じ。）の交付を受けている特定患者等選挙人 当該南極選挙人証の提示

四 在外選挙人証（公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証をいう。次項において同じ。）の交付を受けている特定患者等選挙人（当該特定患者等選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので公職選挙法施行令第六十五条の二に規定する者を除く。） 当該在外選挙人証の提示

3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、前項第一号に掲げる者に於ては、併せて、その者について、同項（同号に係る部分に限る。）の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の委員長に於て）当該選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等（法第一条に規定する郵便等をいう。）をもって発送しなければならない。この場合において、前項（第一号に係る部分を除く。）の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票（法第三条第二項に規定する特例郵便等投票をいう。次項及び次条において同じ。）の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

4 公職選挙法施行令第五十九条の五の規定は、特例郵便等投票について準用する。この場合において、同条中「前条第四項」とあるのは「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第一条第三項」と、同条中「選挙人名簿」とあるのは「選挙人名簿又は在外選挙人名簿」と、同条中「投票所」とあるのは「投票所」又は指定在外選挙投票区の投票所」と読み替えるものとする。

（公職選挙法施行令等の規定の適用）

第二条 特例郵便等投票について、次の表の上欄に掲げる公職選挙法施行令の規定を適用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十六条第一項	投票に	投票又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）第三条第二項に規定する特例郵便等投票（以下「特例郵便等投票」という。）に
第二十六条第二項及び第四項	投票に	投票又は特例郵便等投票に
第二十六条の二第二項	投票で	投票又は特例郵便等投票で

第二十六条の二第三項	投票（	投票又は特例郵便等投票（これらの投票のうち
第六十条第二項	第五十九条の五、	第五十九条の五（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）以下「郵便等投票特例法施行令」という。）第一号第四項において準用する場合を含む。）
第六十一条第一項	前条	前条並びに郵便等投票特例法施行令第一号第一項から第三号まで
第六十一条第二項	不在者投票（	不在者投票及び特例郵便等投票（
第六十四条第一項	又は第五十九条の四第四項	若しくは第五十九条の四第四項又は郵便等投票特例法施行令第一号第三項
第六十四条第二項	不在者投票	不在者投票又は特例郵便等投票
第六十四条第二項	又は第五十九条の四第四項	若しくは第五十九条の四第四項又は郵便等投票特例法施行令第一号第三項
第六十五条の十三第一項の表第六十条第二項	不在者投票を	不在者投票又は特例郵便等投票の
第六十五条の十三第二項の表第六十条第二項	第六十条第二項	郵便等投票特例法施行令第二号第一項の規定により読み替えて適用する第六十条第二項
第六十五条の十三第二項の表第六十条第二項	第六十条第二項	郵便等投票特例法施行令第二号第一項の規定により読み替えて適用する第六十条第二項
第六十五条の十三第二項の表第六十条第二項	又は第五十九条の五の四第七項	若しくは第五十九条の五の四第七項又は郵便等投票特例法施行令第七号第三項
第六十五条の十三第二項の表第六十条第二項	不在者投票	不在者投票又は特例郵便等投票
第六十五条の十三第二項の表第六十条第二項	この政令中	この政令及び郵便等投票特例法施行令中

2 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十三条本文の規定によりその例によることとされる特例郵便等投票について、同条ただし書の規定を適用する場合には、同条第二号中「又は第五十九条の五の四第五項」とあるのは「若しくは第五十九条の五の四第五項又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）第一条第一項」と、「同令」とあるのは「公職選挙法施行令」と、又は第五十九条の五の四第七項」とあるのは「若しくは第五十九条の五の四第七項又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第一条第三項」とする。

（事務の区分）

第三条 この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附 則

1 （施行期日）
この政令は、法の施行の日から施行する。

2 （適用区分）
この政令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

3 （地方自治法施行令の一部改正）
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）

この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務

別表第二に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）

この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務

総務大臣 武田 良太
内閣総理大臣 菅 義偉

○総務省令第六十一号

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）第十条の規定に基づき、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

令和三年六月十八日

総務大臣 武田 良太

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則

（特例郵便等投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第一条 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）以下「令」という。第一条第一項の規定による請求書は、別記第一号様式に準じて作成しなければならない。

（特例郵便等投票における投票用封筒の様式）

第二条 令第一条第三項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）別記第十三号様式の七（外封筒（公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の四第二項の規定により請求を受けた場合）に係る部分を除く。）に準じて調製しなければならない。

（不在者投票に関する調書の様式の特例）

第三条 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「法」という。）の規定の適用を受ける選挙の投票に係る不在者投票に関する調書は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。

（指定投票区等について繰延投票が行われた場合の取扱いの特例）

第四条 法第三条第二項に規定する特例郵便等投票について、公職選挙法施行規則第十五条の二第一項及び第三項並びに第十五条の三第一項の規定を適用する場合には、同令第十五条の二第一項中「投票が」とあるのは「投票又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）第三条第二項に規定する特例郵便等投票（以下「特例郵便等投票」という。）が」と、同条第三項中「投票を」とあるのは「投票又は特例郵便等投票を」と、同令第十五条の三第一項中「投票が」とあるのは「投票又は特例郵便等投票が」とする。

附則

（施行期日）

1 この省令は、法の施行の日から施行する。

（適用区分）

2 この省令の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

別記

第一号様式（特例郵便等投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）（第一条関係）

請 求 書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三条第一項の規定により、何選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、同法施行令第一条第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

住所 都（何道府県） 何郡（市）（区） 何町（村） 何番地

氏 名

何年何月何日

現在する場所 都（何道府県） 何郡（市）（区） 何町（村） 何番地

何市（区）（町）（村） 選挙管理委員会委員長あて

備考

一 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

二 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。

三 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第二条第一号に規定する外出自粛要請又は同条第二号に規定する隔離・停留の措置に係る書面を提示すること。特別の事情により当該書面を提示することができない場合には、適当な箇所にその理由を記載すること。

四 在外選挙人証の交付を受けている場合には、在外選挙人証を、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている場合には、選挙人名簿登録証明書を、南極選挙人証の交付を受けている場合には、南極選挙人証を提示すること。

五 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、同法施行令第一条第二項第一号の申請をする場合には、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。

第11号様式（不在者投票に関する調査票）（様式第11号）

不在者投票に関する調査票

何投票区

1 公職選挙法施行令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備考
2 公職選挙法施行令第54条の規定により他の市町村で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備考
3 公職選挙法施行令第59条の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備考
4 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備考
5 公職選挙法施行令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備考
6 公職選挙法施行令第59条の6の3第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備考
7 公職選挙法施行令第59条の6の4第1項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員			人	備考
8 公職選挙法施行令第59条の8第3項において準用する同令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した者			人	備考
9 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	うち投票者	人	備考
計			人	
10 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日		備考
(氏名)				
(氏名)				
計				

何年何月何日調製

何市（区）(町) (村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 印

備考

- 公職選挙法施行令第53条、第54条、第59条の4若しくは第59条の5の4又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において公職選挙法第50条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を1の欄、2の欄、3の欄、4の欄又は9の欄の「備考」欄に記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、公職選挙法施行規則別記第24号様式その一の備考13に準ずる。